

広島県告示第七百六十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和元年九月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
下河内五百五十六地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町	大字	字	地番	標柱番号
広島市佐伯区		五日市町	下河内	横田	五二三番一	標柱一号
					甲五五四番	標柱二号、三号及び四号
					五六四番一地先市道敷	標柱五号
					五五一番三	標柱六号
					五五一番五	標柱七号
					五一四番四	標柱八号